

7.新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における 過大交付等（不当事項）

厚生労働省
21億9399万円(指摘金額)

包括支援 交付金等 の概要

- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる**感染拡大防止や医療提供体制の整備等**について、地域の実情に応じ柔軟かつ機動的に実施できるよう、都道府県による取組支援を目的として、都道府県に対して**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（A）**を交付
- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床がひっ迫した場合の緊急措置として、コロナ患者等の対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化することを目的に、コロナ患者の受入病床を割り当てられた医療機関に対して、**新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金（B）**を交付
- ✓ 厚生労働省は、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として、医療機関に対して**インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（C）（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業等）**を交付

検査の 結果

- ✓ **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（上記（A））が過大に交付されていたもの（7事業）**
 - ①新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業
9件 10億9788万円
 - ②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
2件 9254万円
 - ③新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
7件 6888万円
 - ④感染症検査機関等設備整備事業
7件 6035万円
 - ⑤新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業
1件 5731万円
 - ⑥帰国者・接触者外来等設備整備事業
1件 1090万円
 - ⑦新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
1件 975万円
- ✓ **補助金が過大に交付されていたもの（2補助金）**
 - ⑧新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金(上記（B）） 3件 2722万円
 - ⑨インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(上記（C）） 7件 7億6916万円

7.新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における 過大交付等（不当事項）

厚生労働省

21億9399万円(指摘金額)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における過大交付等の事態等の概要

事業名（⑧、⑨は補助金名）		主な事態の内容（件数・金額は指摘の合計）
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 （医療分）	①新型コロナウイルス感染症対策事業及び 新型コロナウイルス感染症重点医療機関 体制整備事業	交付金の対象とならない病床数を交付対象としていたもの 9件 10億9788万円
	②新型コロナウイルス感染症を疑う患者 受入れのための救急・周産期・小児 医療体制確保事業	実際には納入を受けていなかった設備等の費用が補助の対象 経費に計上されていたもの 【次ページ参照】 2件 9254万円
	③新型コロナウイルス感染症患者等入院 医療機関設備整備事業	整備対象設備に係る費用の支払を行っていないのに補助の対 象経費に計上して事業が完了したとしていたもの 7件 6888万円
	④感染症検査機関等設備整備事業	交付金の対象とならないもの 7件 6035万円
	⑤新型コロナウイルスワクチン接種体制 支援事業	交付対象事業費が過大に計上されていたもの 1件 5731万円
	⑥帰国者・接触者外来等設備整備事業	実際には納入を受けていなかった設備等の費用が補助の対象 経費に計上されていたもの 1件 1090万円
	⑦新型コロナウイルス感染症重点医療機 関等設備整備事業	設備等1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付 されていたもの 1件 975万円
⑧新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療 機関緊急支援事業補助金		補助金の算出基礎となる病床数が重複して計上されていたもの 3件 2722万円
⑨インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制 確保支援補助金		実績報告書に記載した診察室数や体制を確保した時間数が適正と は認められず、事業の実施が著しく適正を欠いていたもの 【次ページ参照】 7件 7億6916万円

7.新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等における 過大交付等（不当事項）

厚生労働省

21億9399万円(指摘金額)

②新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・ 周産期・小児医療体制確保事業の概要

厚生労働省は、コロナ感染が疑われる患者が感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合にも診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことなどを目的として、医療機関に補助するなどした都道府県に対して**交付金**を交付

コロナ感染が疑われる患者を診療するために整備したプレハブ等の診療室（附帯する備品を含む）、簡易陰圧装置等の設備やマスク等の購入費用、消毒経費等が補助の対象

検査の結果

虚偽の納品書等を補助金の事業実績報告書に添付して、**実際には納入を受けていなかった設備等の費用を補助の対象経費に計上していたものなど**

（指摘事例）

業者から購入したとしていた簡易陰圧装置等について、病院は、**実際には補助対象年度内に納入を受けていなかったのに、虚偽の納品書等を事業実績報告書に添付して、この購入費用を補助の対象経費に計上**

また、同様に、病院内の消毒に係る代金について**業者に支払っていない額を補助の対象経費に計上**

これらのことから、**交付金が過大に交付されていた** 1件 8485万円

※この病院は、①及び⑥の交付金についても、実際には支払っていない費用等に係る過大交付の事態あり

⑨インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の概要

厚生労働省は、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関に対し、インフルエンザ流行期に備えて、多数の発熱患者等が地域の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制を整備することにより、感染症対策の強化を図ることを目的として**補助金**を交付

発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ等で診療する場合を含む）を設けて、発熱患者等を受け入れる体制（例えば三つの診察室の場合、3人の医師が診療できる体制）を確保した場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助

検査の結果

実績報告書に記載した診察室数や体制を確保した時間数等が適正とは認められず、**事業の実施が著しく適正を欠いていたものなど**



（指摘事例）

マンション一室（62.54㎡）内に診察室が14室あるとしていたが、その中には「トイレ」や1.7㎡程度しかない区画あり

事業実施期間中に発熱患者等の診療を行っていたと推定できる医師は**2人のみ**

また、発熱患者等専用の診察室で対応可能な体制を確保すべき時間中に、**医師が訪問診療のために外出していて、発熱患者等の対応が不可能**

これらのことなどから、**補助事業の実施が著しく適正を欠いていて、補助金が過大に交付されていた** 1件 5億6698万円